

総合出先機関の設置について

**平成12年3月
山形県**

目 次

総合出先機関の設置にあたって	43
I 総合出先機関が目指す行政の方向	44
II 総合出先機関において充実すべき機能	44
III 総合出先機関と市町村との関係	48
IV 総合出先機関の組織体制	49
V 総合出先機関の本庁舎の設置と建物の利用	55
VI 総合出先機関の名称等	56
VII 総合出先機関の設置に向けた今後の準備作業	56
VIII その他留意事項	56
○別紙1 事務・権限委譲一覧	
○別紙2 総合出先機関業務イメージ	
○別紙3 総合出先機関の組織イメージと建物利用計画	
○別紙4 総合出先機関の設置向けた準備作業	
○別紙5 総合出先機関の設置により期待される効果	
○別紙6 総合出先機関の設置に係る検討経過	

総合出先機関の設置にあたって

近年、眞の豊かさの実現のため、地域のことは、地域で考え、地域で決定し、地域自ら実施していくことが求められており、県としても、地域の視点での行政の展開を目指してきたところです。さらに、この4月から地方分権の新しい時代が始まり、これまで以上に地域の知恵と創意、そして自己責任が求められ、国や市町村、住民との間に、いかに協働、共創の関係を築きうるかがより一層重要になってきます。

県では『行財政改革大綱』を改定し、成果重視の行政を目指す「評価」、自己決定と自己責任の行政を目指す「分権」、県民参加型の行政を目指す「参加」を基本理念に据え、新しい時代に対応した行財政システムの構築に全力をあげて取り組んでいます。

この改革の大きな柱のひとつが総合出先機関の設置です。仕事のしくみや進め方を見直し、県政の軸足を地域に移していくことを目指して、来年4月に地方事務所、保健所、農業改良普及センター、建設事務所などを統合して総合出先機関を設置します。具体的には、本庁から大幅な権限委譲を行うとともに、企画調整機能や予算調製機能を備え、基本的に、地域のことは、企画から事業実施、評価まで一貫して行える体制にします。また、行政の各分野間の横の連携を密にし、環境、産業振興、街づくりなどの地域課題に対して総合的に対応します。さらに、県民の皆さんとのコミュニケーションを豊かにし、市町村や地域の皆さんと力をあわせて特色ある地域づくりを進める、いわば「地域振興の拠点」にします。

総合出先機関は、村山、最上、置賜、庄内の4地域に設置しますが、村山、置賜両地域では、現在の西村山合同庁舎、北村山合同庁舎、西置賜合同庁舎を分庁舎として使用し、県民サービスを確保するとともに、災害への対応や住民の生活基盤の維持などの業務を迅速に行います。また、地域のグランドデザインの策定や予算調製等の過程において、各地域の意向が十分反映されるしくみをつくり、それぞれの地域における地理的・気象的条件などの違いを十分踏まえながら、特色ある地域づくりを進めます。

個性豊かで活力ある地域社会を実現していくためには、何より行政を担う者と地域の皆さんとが、地域の自立、県の自立への確かな目標を共有しあうことが大切です。そして、県行政を担う職員の新しい地域行政を目指す強い意欲と県民の皆さんの県政への参加が大切であり、県民の皆さんの参加のひとつひとつが地域を動かします。県職員一丸となって、21世紀の県土づくりに全力を傾けて取り組んでまいりますので、県民の皆さんの県政への積極的なご参加、ご協力をよろしくお願ひします。

平成12年3月27日

山形県知事 高橋和雄

I 総合出先機関が目指す行政の方向

地域の自立に向かって、責任をもって対応できる組織・機能

☆県民の満足度を尺度にする行政を展開する。

～わかりやすく、オープンな行政の推進～

☆市町村等と連携した総合的な行政を展開する。

～縦割り行政から総合行政へ～

☆県民や地域のニーズを踏まえた現地即決体制を整備していく。

～県民の視点や地域の視点に立った地域づくり～

☆職員の意欲を高め、企画力や調整力をもって地域づくりができるしくみづくりを行う。

～意欲をもって仕事ができるしくみづくり～

II 総合出先機関において充実すべき機能

総合出先機関が目指す方向を実現するには、地域のグランドデザインの策定や予算調製の機能を新たに備えるとともに、許認可事務や補助金等事務・権限の委譲を行い、組織の改革とあいまって、地域における総合行政を展開できるようにしなければならない。その際、これら機能の充実等に伴う説明責任のあり方に留意する。

1 企画調整機能等

本庁で担当すべき企画調整機能を、県政全体の基本的方向付け、全県的視点に立った政策の立案、国の動きや県相互の広域的政策の調整等及び県の総合開発計画の進行管理に限定することを基本として、本庁との役割分担を明確にしながら、総合出先機関の企画調整機能を充実する。

また、県民サービスの充実の観点から、総合出先機関における総合案内機能や情報提供機能等を充実する。

(1) 地域のグランドデザインの策定

総合出先機関において、地域の資源や基盤等を活かし、地域産業の力を高めるなど、効果的な地域づくりを地域自らの意思に即して具体化していくため、民間、団体、各行政機関の役割分担を明確にしながら、県民生活、産業経済、県土基盤の各分野を網羅する総合的な地域振興計画（地域のグランドデザイン）を策定する。

なお、次期の県の総合計画策定までは、現在の新総合発展計画を踏まえ、事業実施の方針（3～5年）を取りまとめてこととし、この間、地域のビジョンづくりや政策評価手法など策定手法の検討を進める。

グランドデザインの策定に当たっては、県の各分野の長期計画との整合性に留意するとともに、市町村計画や広域市町村圏計画等の内容やそれぞれの地域の地理的・気象的条件の違いなどを十分に踏まえながら、各地域の特色を積極的に打ち出していく。また、

市町村や地域の有識者などによる議論・協議の場を設け、地域の創意を盛り込むとともに、総合出先機関の職員が計画づくりに積極的に参画できるしくみをつくっていく。

(2) 施策調整機能と重要案件にかかる機関内調整

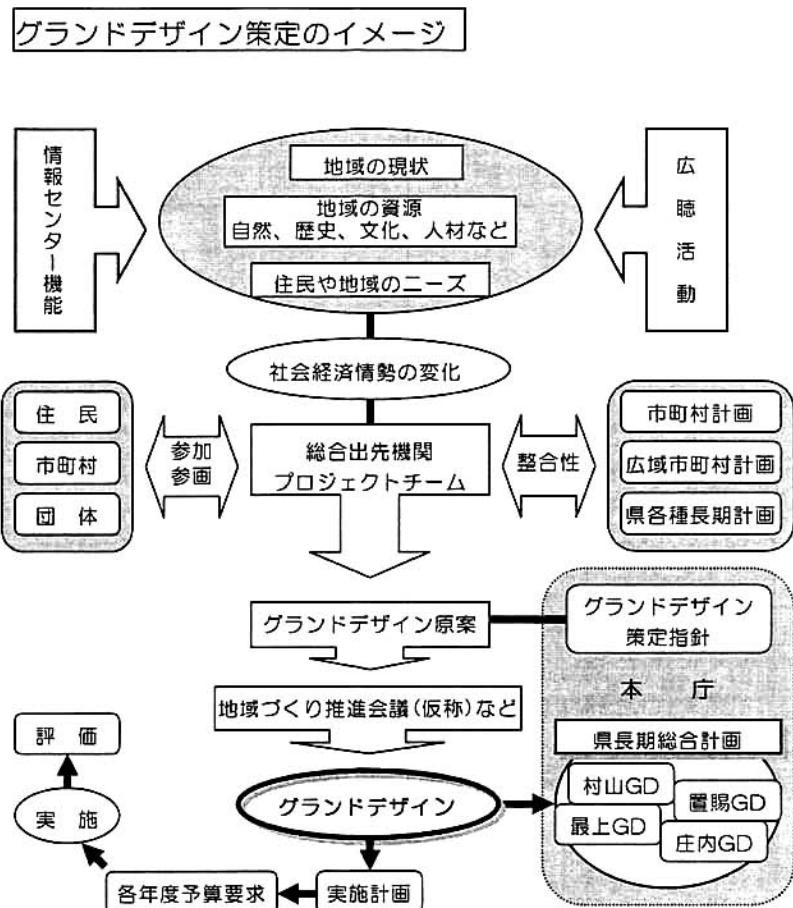
総合出先機関は、地域のグランドデザインの策定に向けた諸事業の調整、市町村等からの各種要望事業等の調整、地域内事業の優先順位の設定など事業の進め方の調整及び地域の特性を活かした発展方向にかかる地域内合意形成について調整を行う。

また、機関内の調整を図るためのしくみとして、総合出先機関の長及び各部門の代表で構成する調整会議等を設置するほか、総合出先機関の長は、本庁における重要施策調整会議等に出席し、それぞれの地域の重要な案件を提出する。

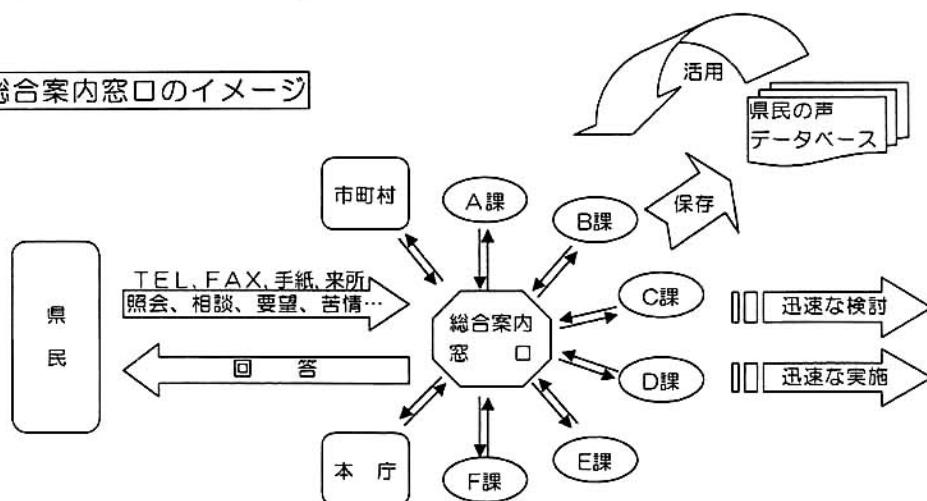
(3) 情報相談機能

県民や地域のニーズを的確に把握するための広報広聴機能、情報公開に関する機能、申請・相談・照会等に迅速、的確に対応できる総合案内機能を充実する。また、効果的かつ総合的な行政を展開していくため、総合出先機関内の各セクションで保有する情報及び本庁と総合出先機関相互の情報の共有化を図る。

このため、総合出先機関内に総合案内や情報公開の窓口及び各種行政資料の閲覧・提供機能を併せもった地域の情報センター的なしくみを検討する。



総合案内窓口のイメージ



2 予算調製機能

(1) 基本的な考え方

予算要求など予算調製機能については、一定の効率性を確保しながらも、総合出先機

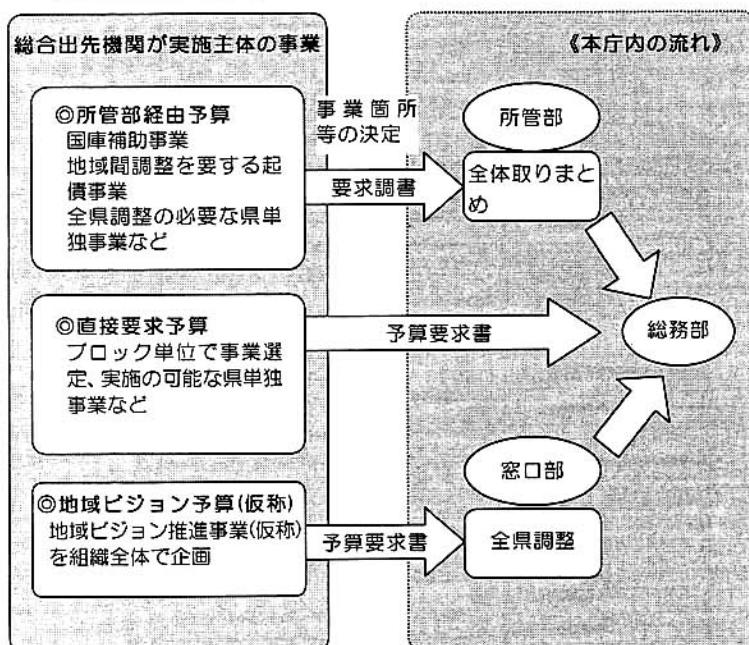
関が企画立案した地域のグランドデザインや実施計画など、地域の知恵と創意により策定された計画を実効性のあるものとし、また、総合出先機関が地域や県民ニーズ、地域情勢の変化等に可能な限り迅速かつ柔軟に対応できる予算システムを構築する。

(2) 総合出先機関が行う予算要求の基本的枠組み等

総合出先機関が行う予算要求の基本的枠組み等は次のとおりとし、総合出先機関における企画立案・調整機能等の熟度、財務会計システムの整備状況及び国の統合補助金の動向などを勘案しながら、逐次、直接要求予算の範囲を拡大することを基本に調整していく。

なお、県全域にわたる大規模プロジェクト等は、従前どおり本庁で予算要求する。

予算要求の流れ



ア 直接要求予算

(ア) 予算要求の対象

県単独事業のうち事業箇所の設定等について、各ブロック単位で実施できる事業等を対象とする。

なお、当面は、維持修繕費など従前から枠配当により出先機関で事業執行している事業から着手し、その対象を拡大することとともに、中期的には、地域のグランドデザインを反映できる直接要求のあり方を検討する。

(イ) 予算要求の手法

総合出先機関が財政課に直接予算要求を行う。

イ 所管部経由予算

(ア) 予算要求の対象

国庫補助事業、地域間調整を要する起債事業及びアに属さない県単独事業等のうち、総合出先機関で予算執行する事業を対象とする。

(イ) 予算要求の手法

事業ごとに総合出先機関と本庁所管部局の間に事前に調整を行ったうえで、本庁所管部局が総務部に予算要求する。

なお、この場合、総合出先機関は、原則として、事業ごとに、事業箇所、事業規模、事業内容、地域内の優先順位等を記載した『要求調書』を本庁所管部局に提出し、事前調整を行うこととする。

ウ 地域ビジョン予算(仮称)

(ア) 予算要求の対象

(ウ)に示す「地域ビジョン推進事業」(仮称)を対象とする。

(イ) 予算要求の手法

総合出先機関は本庁の窓口となる部に対して予算要求を行い、調整のうえ、本庁の窓口となる部が総務部へ予算要求する。

(ウ) 「地域ビジョン推進事業」(仮称)

地域全体の振興ビジョンを達成するためのテーマを設定し、市町村との連携によ

り地域の特性を活かしながら、総合行政の展開を地域振興に結びつけることを趣旨とする事業とする。

この場合、事業の成果を政策評価システム等により点検し、事業の見直し等を行なながら、事業展開を行う。

また、テーマは、総合出先機関が、本庁の窓口となる部に協議のうえ設定する。

(3) 総合出先機関の予算管理の充実等

ア 予算の集中管理

効率的に総合行政を推進する観点及び円滑に予算編成を進める観点から、各総合出先機関の総務企画部門内に予算担当を設ける。

予算担当は、総合出先機関が実施主体となる事業に係る予算を取りまとめ、本庁該当部局に予算要求等を行うとともに、総合出先機関内の予算執行等を集中管理する。

イ 計画的かつ的確な事業執行

総合出先機関が、年間を通じた計画的かつ的確な事業執行ができるように、原則として、本庁予算主管課は予算配当替計画を当該予算年度開始前に明らかにする。なお、当該予算年度開始前の予算配当替計画の作成が困難な予算については、年度途中において、できるだけ速やかに示す。

ウ ブロック別予算の把握

年度開始前から地域にかかる予算(イの予算配当替計画に基づく地域予算を含む。)のブロックごとの把握に努める。

3 総合出先機関の事務・権限

(1) 基本的な考え方

総合出先機関の目指す方向を実現していくため、次の観点により、本庁から総合出先機関に事務・権限を積極的に委譲し、地域のことは地域で決定できるしくみをつくっていく。

①地域づくりのパートナーである市町村や広域市町村圏組合に対する支援機能を充実する。

②本庁で行っている地域振興施策を地域で実施できるようにする。

③許認可や補助金等の申請手続き等に見られる本庁と出先機関の二重行政を見直し、県民サービス等の向上に努める。

④地域のことは地域で執行できるよう事業執行権限の拡大を図る。

(2) 事務・権限委譲の検討

本庁から総合出先機関への事務・権限委譲の検討にあたっては、本庁と総合出先機関との役割分担を明確にするという視点に立って、次の5つの項目を本庁において行うべき事務と位置付け、二重行政の見直しなどに努めた。また、県から市町村への権限委譲についても十分留意した。

①全県的な視点に立った政策の立案・各種政策の調整に関する事務

②全県を対象とする統一的基準等の策定に関する事務

③複数の管轄区域に及ぶ事務事業の実施で、出先機関相互の調整が困難な事務

④国・他県との調整を要する事務で、出先機関による調整が困難な事務、二重行政や重複処理を解消することが困難な事務

⑤出先機関で実施することが著しく非効率な事務

(3) 委譲事務の概要

14年度以降段階的に実施していくものを含め、合計355件の事務（うち18件の事務については、庄内支庁に委譲済）を総合出先機関に委譲する。委譲事務の詳細は別紙1のとおりであるが、主な内容を例示すると次表のとおりである。

なお、今後とも上記(1)及び(2)の考え方にして、本庁と総合出先機関の役割分担に

について適宜検討を加えていく。

分類	委譲件数	主な内容
市町村等支援機能の充実	46件	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村振興資金貸付 ○市町村・広域行政圏計画策定支援 ○市町村税務指導 ○優良田園住宅の整備促進指導
民間・団体支援事業等	24件	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO認証事務 ○フラー長井線活性化対策事業 ○組合施行土地区画整理事業の支援
各種許認可	52件	<ul style="list-style-type: none"> ○宗教法人の認証 ○産業廃棄物処理業等(焼却施設、最終処分場関係許可を除く。)の許可 ○医薬品配置販売業の許可 ○病院等の施設の使用許可 ○准看護婦免許の交付
補助金等交付・決定	112件	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所設置費 ○小規模事業対策費(商工会議所、商工会への補助) ○農業構造改善事業 ○高収益型施設園芸創出事業
事業執行権限の拡大	106件	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域整備計画の変更認可(農振除外)(地方事務所:3,000m²以下→総合出先機関:2ha以下) ○農地転用許可等に係る専決面積の引き上げ(同上) ○都市計画法に基づく開発許可(建設事務所:10,000m²未満→総合出先機関:複数の管轄区域にわたるもの除き全て) ○工事請負契約締結等に係る専決金額の引き上げ
その他	15件	<ul style="list-style-type: none"> ○公舎維持管理、普通財産管理など
合計	355件	

(工事請負契約締結に係る決裁権限)

区分			現行		総合出先機関	
		支 庁	地方事務所等			分庁舎
工事請負費	競争入札	土木工事等	2億円以内	1億円以内	3億円以内	1億円以内
		建築工事	1億円以内	5千万円以内	1億5千万円以内	5千万円以内

※工事請負契約締結に係るもの以外の決裁権限についても、総合出先機関の権限は現在の圧内支庁を下回らないようにする。また、分庁舎の権限は現在の地方事務所等の権限を維持する方向で検討する。

(4) 事務・権限委譲に向けた条件整備

- ①本庁からの事務支援・内部のチェック体制の確保
- ②職員の育成、職員の意識の改革
- ③研修等の実施や業務マニュアル等の作成

III 総合出先機関と市町村との関係

今後、県と市町村は対等・協力の新しい関係の中でそれぞれの役割分担を踏まえ、互いに連携しながら、地域の状況に応じた行政を自主的・自立的に進めていく必要がある。

そのような中で、総合出先機関と市町村とは、地域のグランドデザインの策定、地域における重要施策の調整、広域的・専門的立場からの市町村支援などの面において大きな関わり

をもつものであり、従来にも増して相互の連携を図っていかなければならない。

特に、新しい対等協力の立場で重要事業や予算に関する定期的な協議の場を設定するとともに、グランドデザインの策定等にあたっては、市町村や地域の有識者などによる議論・協議の場を設定するなど、地域の知恵と創意を地域づくりに活かしていく必要がある。

また、地域ニーズを踏まえた施策展開を効果的に実施していくために、総合出先機関と市町村とが互いに情報収集や情報提供などの面において協力する一方で、効率的な会議の開催など事務処理の改善に努めていく。

さらには、市町村への権限委譲を進め、総合出先機関と市町村との役割分担を図っていくとともに、市町村支援のための職員の人材育成や交流を積極的に行い、相互理解と連携強化に努めていく。

IV 総合出先機関の組織体制

平成13年4月1日、村山、最上、置賜、庄内の4地域に総合出先機関を設置する。

1 構成する出先機関

- (1) 庄内地域以外の地域では、地方事務所、福祉事務所、保健所、労政事務所、農業改良普及センター、土地改良事務所、家畜保健衛生所、建設事務所及びダム管理事務所の9機関で構成する。
- (2) 庄内地域においては、庄内支庁、保健所、労政事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所及びダム管理事務所で構成する。

※置賜地域においては、地域の特色を活かした農業振興が図られるよう農業普及部門と試験研究部門の連携の具体的なあり方について検討する。

2 分庁舎の設置

村山、置賜地域においては、住民サービス等の確保を考え、事業実施又は現場事務所的な機能について、分庁舎を設置する。

その場合、予算調製や地域政策の企画立案・調整、補助金の交付・決定、事業の箇所付けなど地域全体で調整が必要なものなどについては、4ブロック体制とし、総合出先機関の組織の一体化、総合出先機関相互、本庁や他の関係機関との連携強化を図るため、情報通信ネットワークの整備活用を進める。

分庁舎方式とする業務の考え方は、次のとおりであり、具体的には3の(2)の分庁舎の業務を行う。

- ①各種申請など、県民が出先機関に来所するものや、県民に対して職員が直接出向いて行う業務などのサービスのうち、頻度が高く、そのサービスを維持するための代替手段等をとることが難しいもの
- ②災害への対応や住民の生活基盤の維持などの業務を効果的、効率的かつ迅速に行ううえで必要な機能
- ③障害者など社会的弱者への配慮

3 総合出先機関の組織

総合出先機関の内部組織として、総務企画部門、保健福祉環境部門、産業経済部門、基盤整備部門の4部門を置く。

(1) 各部門ごとのねらいと課題

ア 総務企画部門

管理部門の簡素化等による効率的、効果的な行政運営

○庶務、経理等の簡素化による効率的、効果的な行政運営

○予算調製機能の構築、予算配当替えのあり方など予算執行方法の改善

- 予算の集中管理、説明責任の明確化、事務事業評価の実施
- 市町村や関係機関と一体となった地域における総合的な防災対策等の推進

県民とのコミュニケーション機能の充実、県民活動との協働

- 地域情報の広報・広聴機能の充実
- 県民からの要望、苦情、相談等に対する迅速な対応（総合案内窓口の設置）
- 情報公開機能の拡充
- 県政全般及び地域情報の組織内共有のしくみの構築
- 県政や地域づくりへの県民参加の促進及びNPO等県民活動との協働

税収動向の的確な把握と諸施策へのフィードバック

- 税務と他部門との連携

企画調整機能の充実・強化

- 地域のグランドデザイン、実施計画の策定
- 機関内調整、決定のしくみの構築
- 社会資本の整備に関する総合調整
- 地域の情報センター機能の充実

イ 保健福祉環境部門

地域保健対策の充実・強化

- 市町村との役割分担等を踏まえた専門的かつ技術的に高度な保健サービスの提供
- 情報機能、調査研究機能の充実

保健・福祉・医療の連携

- 地域における保健、福祉、医療の企画調整機能の充実
 - ・保健、福祉、医療の連携及び総合調整の推進並びに関連団体との連携促進
 - ・市町村に対する総合的、一体的な支援及び広域的な調整
 - ・地域における各種保健・医療・福祉計画の策定及び進行管理
- 住民ニーズへの総合的な対応とサービス水準の向上
 - ・市町村等との連携、ネットワーク化による総合相談機能の整備
 - ・障害児者福祉等の分野における保健医療福祉の連携協働事業の展開

環境問題への総合的対応

- 地域の環境に係る総合的な調整機能の充実
- 生活環境の保全・創造に係る規制の実施
- 廃棄物対策、リサイクルの推進
- 自然環境保全の推進
- 環境への負荷の少ない生活・事業活動を推進するための県民運動

ウ 産業経済部門

地域の経済力の向上と雇用の確保

- 地域情報の収集、提供
 - ・地域経済情勢の把握、分析機能の強化
 - ・地域資源（人、もの、伝統、技術など）のシーズ情報や地域ニーズの把握
- 地域の経済力の向上のための戦略の検討
 - ・地域資源や地域情報を活用した新たな産業の創出と雇用創出の検討
 - ・市町村、ハローワークとの連携による雇用対策

○商工業・観光振興

- ・企業、組合等に対する総合的な支援機能の整備
- ・地域における広域的な観光振興

食料・農業・農村基本法を踏まえた農政の展開

- 自立した経営戦略確立のための支援（農産加工、産地直送など起業化の支援、グリーンツーリズムなどの分野での商工業やサービス業のノウハウの活用、園芸部門等における産地育成など）
- 経営支援（融資、補助含む）と技術支援の連携
- 生産基盤及び生活環境の一体的、総合的整備

工 基盤整備部門

地域の状況を踏まえた社会資本の総合的な整備検討、重点実施

- 地域振興対策
 - ・ハード面とソフト面（例えば景観、環境、福祉）とが連携・調和した各種社会資本の整備
 - ・面整備や線整備の位置付け、連携・調和を十分考慮した社会資本整備プランの検討
- 優先順位を明確にした効果的な社会資本の整備
- 地域における事業実施の大幅な委譲
- 地域における施設災害復旧などへの総合的かつ迅速な対応

※総合出先機関業務イメージは別紙2のとおり

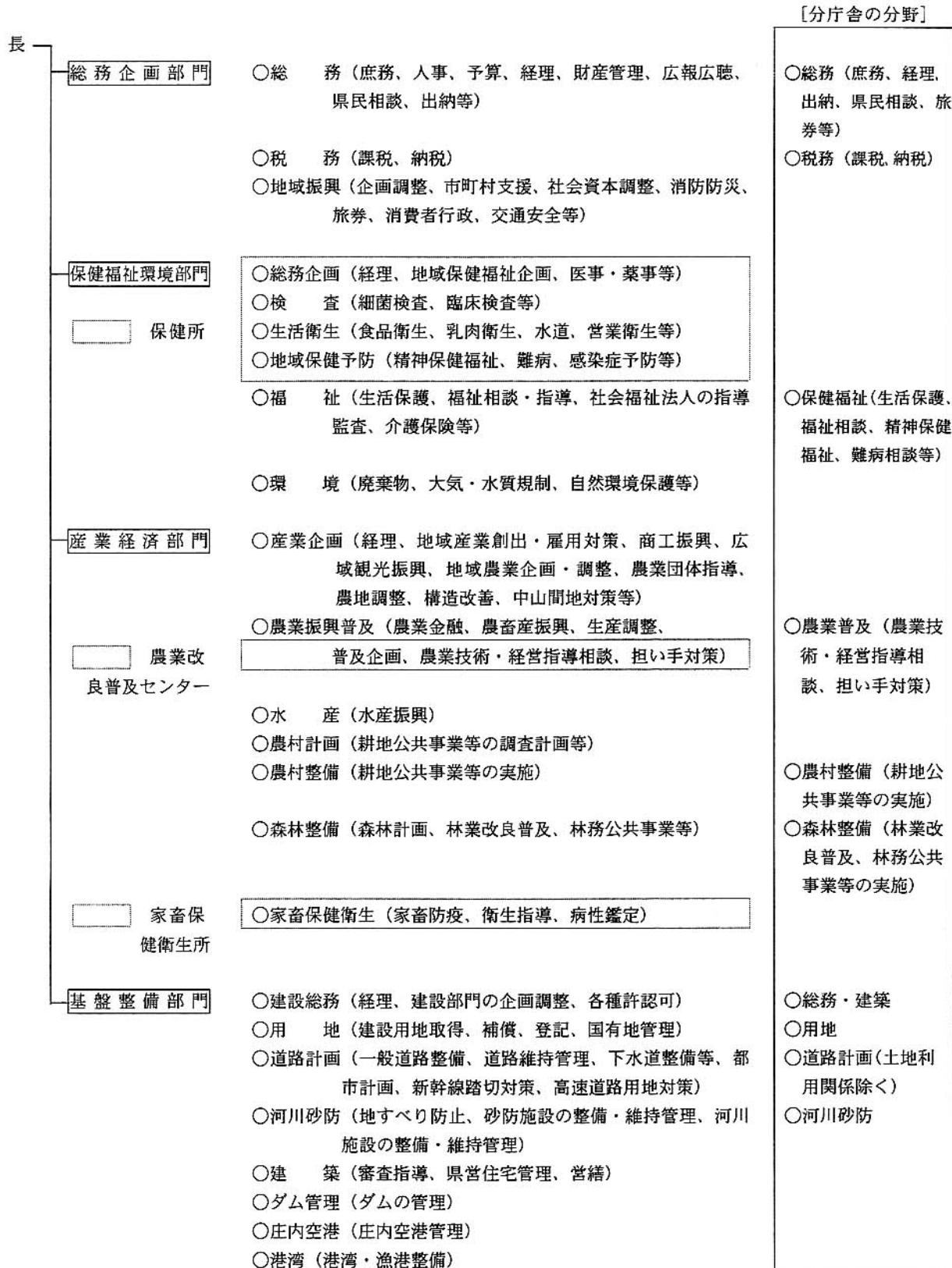
(2) 総合出先機関の業務の概要

◎印は新しい機能又は拡充する機能

総合出先機関の業務	分庁舎の業務
<p>[総務企画部門]</p> <ul style="list-style-type: none">○予算、人事、庶務、経理等○財産管理、庁舎管理、業務管理○広報広聴、県民相談・情報提供<ul style="list-style-type: none">・総合案内機能（地域内関係機関を含めた総合案内機能）・情報公開機能（管轄区域内の機関に係る情報公開の実施、県内機関の情報公開の受付）・情報提供・閲覧機能（行政資料、資料閲覧スペース、機器の整備）○支出負担行為の確認、会計事務指導、県費の支払い○県税の賦課、徴収○企画調整（グランドデザイン、事業実施方針の策定、社会資本整備の総合調整等）○市町村支援、指導○選挙管理、政治資金収支報告の受付○旅券申請受付、審査、旅券交付○消防・防災、火薬・ガス保安関係	<ul style="list-style-type: none">○庶務、経理等○庁舎管理、業務管理○県民相談・情報提供<ul style="list-style-type: none">・本庁舎総合案内窓口等との連携による県民相談等への対応・情報公開機能（分庁舎に係る情報公開の実施、県内機関の情報公開の受付）○支出負担行為の確認、県費の支払い○県税の賦課、徴収□出張窓口の設置(立候補届出)○旅券申請受付、審査、旅券交付○災害発生時における応急対応
<p>[保健・福祉・環境部門]</p> <ul style="list-style-type: none">○保健・福祉企画○社会福祉法人、社会福祉施設に関する事務の指導助言等	

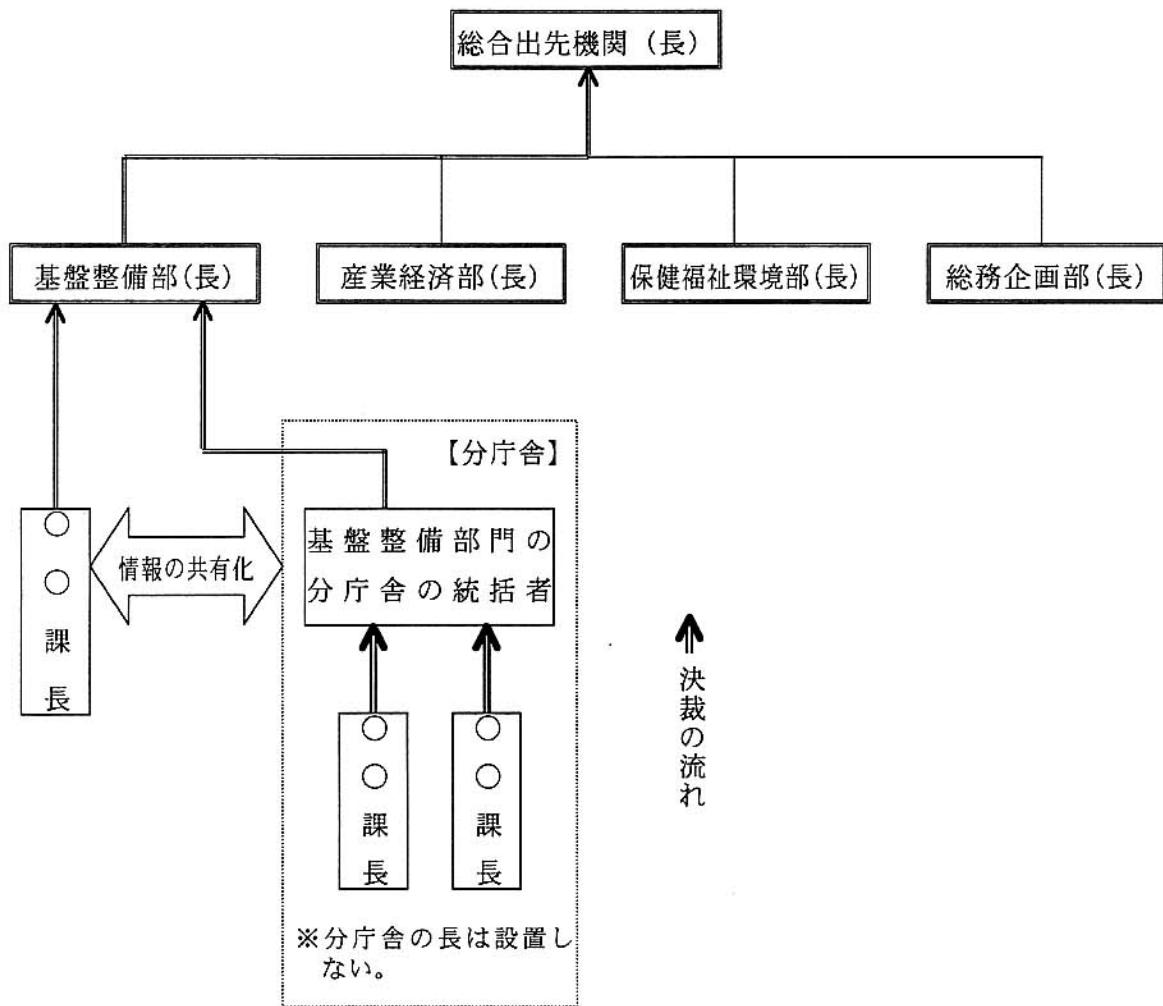
総合出先機関の業務	分庁舎の業務
<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等に関する事務 ○福祉相談（母子、婦人、家庭相談等） ○検査（細菌検査、臨床検査等） ○生活衛生（食品衛生、営業衛生、水道等） ○地域保健予防（精神保健福祉、難病対策、感染症予防等） ○環境（廃棄物対策、大気・水質規制、自然環境保護等） <p>[産業経済部門]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業経済部門の企画、地域産業創出、雇用対策、商工振興 ○広域観光振興、グリーンツーリズム ○地域農業企画・調整、農業団体指導、構造改善、中山間地対策等 ○農業振興普及（金融、農畜産振興、生産調整、普及に関する企画調整、農業技術・経営指導相談、担い手対策） ○農村計画（耕地公共事業等の調査計画等） ○農村整備（耕地公共事業等の実施） ○森林整備（森林計画、林業改良普及、林務公共事業等の実施） ○家畜防疫、衛生指導、病性鑑定 ○水産振興など 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等に関する事務 ○福祉相談（母子、婦人、家庭相談等） □出張窓口の設置（食品衛生関係営業許可） ○精神保健福祉・難病相談等
<p>[基盤整備部門]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設部門の企画調整 ○道路法、河川法、建設業法等の許可 ○用地取得、補償、登記等に関する事務 ○都市計画法に関する事務（都市計画区域の調整） ○都市公園整備事業の実施 ○下水道整備事業の実施 ○道路工事の施行 ○道路の維持管理 ○河川工事、砂防工事、地すべり防止工事等の施行 ○建築確認申請に基づく建築物の確認、審査、指導 ○都市計画法に基づく開発許可等 ○県営住宅の管理 ○營繕 ○高速道路用地対策 ○ダム管理 ○庄内空港管理 ○港湾・漁港整備事業など 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路法、河川法、建設業法等の許可 ○用地取得、補償、登記等に関する事務 ○都市公園整備事業の実施 ○下水道整備事業の実施 ○道路工事の施行 ○道路の維持管理 ○河川工事、砂防工事、地すべり防止工事等の施行 ○建築確認申請に基づく建築物の確認、審査、指導 ○県営住宅の管理 ○營繕 ○高速道路用地対策

(3) 組織の基本フレーム



* ○が課のイメージ (地域によって違いがあるが、基本的なパターンを示したものである)

(4) 総合出先機関の全体の組織・決裁の流れのイメージ



- 注 1 分庁舎で行う通常業務については、分庁舎内で完結できるよう検討する。
- 2 部課制をとるかどうかは検討中であり、また部の名称は仮称である。
- 3 災害対応など緊急の場合の決裁等については、別途検討する。

(5) 総合派出機関の組織イメージ

別紙3のとおり（なお、細部の組織、組織の名称、人員体制等については、本決定を踏まえ、今後具体的な検討を行う。）

5 総合出先機関の位置付けと本庁の総合窓口

総合出先機関は本庁各部と横並びとし、知事、副知事直結の組織とする。

なお、特に、地域ビジョン予算（仮称）の調整、地域のグランドデザインや事業実施の方針策定、重要施策調整会議等への出席などの面で本庁との連携を密にする必要があることから、企画調整部を総合出先機関の総合窓口とする。

6 本庁組織の見直しの方向性

本庁の組織・機能については、平成12年度体制をもとに国の省庁再編の動きをはじめ経済情勢の変化等について十分踏まえるとともに、総合出先機関に併行してそのあり方について検討していく必要がある。

このため、本庁から総合出先機関への権限委譲の5つの視点（Ⅲ 3(2)）に沿う形で本庁と総合出先機関との役割分担を明確にしながら、府内にプロジェクトチームを設置し、次のような視点を重視して検討を進めることとする。

- ①事業実施部門の縮小（総合出先機関設置対応）
- ②政策立案機能の向上（地方分権、総合出先機関設置対応）
- ③総合課題における役割の明確化と調整のしくみづくり（総合的な産業推進体制、社会資本の総合的・効果的推進体制など）
- ④環境行政の総合的、一体的推進のあり方（省庁再編対応）

V 総合出先機関の本庁舎の設置と建物の利用

1 庁舎の配置

府舎については、既存施設を使用し、最上地域では最上合同庁舎を、庄内地域では庄内支庁舎を本庁舎とする。

村山地域及び置賜地域の総合出先機関については、既存の合同庁舎を使用すること、及び分庁舎を設置することという2つの前提を踏まえ、かつ総合出先機関が地域全体の振興拠点となるということを考えあわせ、総合出先機関のいわゆる本庁舎の場所については、

- ①地域全体を見渡してのアクセス性
- ②企画調整機能面での情報の収集や連絡がとりやすい位置にあること。
- ③組織を構成する出先機関のうち、合同庁舎以外の独立庁舎にならざるを得ない機関とのアクセス性
- ④総合出先機関の本庁舎では、企画調整機能と県民サービスや現場事務所的な機能との両方を担うことを想定しつつ、建物のスペース及びそれに付随する駐車スペースが確保できること。

以上のような視点に立って検討を行い、次のとおり本庁舎と分庁舎を配置することとした。

	本 庁 舎	分 庁 舎
村 山 地 域	東南村山合同庁舎	西村山合同庁舎、北村山合同庁舎
最 上 地 域	最上合同庁舎	
置 賜 地 域	東南置賜合同庁舎	西置賜合同庁舎
庄 内 地 域	庄内支庁舎	

この配置は、既存施設を使うという限定された条件のもとでの選択であり、将来、新たに庁舎を整備する場合の立地選定は、その時点での地域の状況や交通条件を踏まえ、地域の振興拠点としてふさわしい場所を求めることとなる。

なお、これまでの経過の中で、本庁舎を山形市や米沢市に置くことについて、「一極集中」になるのではないか、地域の特色ある発展につながらないのでないか、などの

意見があったことも将来の検討のため記しておく。

また、総合出先機関の設置は、県政の軸足を地域に移し、地域の自立を目指すものであり、県内各地域の振興発展を均しく進めていかなければならない。そのため、重要事業や予算の調製、さらにグランドデザインの策定の過程において、各地域の意向が反映されるシステムを確立し、それぞれの地域における地理的・気象的条件などの違いを十分踏まえた基盤整備や諸資源の活用等地域の可能性を最大限引き出していく。

さらに、総合出先機関へのアクセス道路の整備を促進していくとともに、食品衛生などの分野で行われている県民活動については、現在の合同庁舎等を拠点としてこれまでどおり活動が行えるようにするなど県民の利便性に十分配慮していく。

2 建物の利用計画

建物の利用計画については、できるだけ支庁舎や合同庁舎を有効に活用することを基本として、別紙3のとおり利用する。なお、地域においては、合同庁舎等に余裕が出ることも予想されるが、そのスペースについては、公的利用や県民への開放なども含め有効な利活用を具体的に検討する。

VI 総合出先機関の名称等

1 総合出先機関の名称

総合出先機関の名称については、次の5つの観点や各方面の意見等から総合的に検討し、庄内支庁が目指した方向を実現すること及び縦割り行政から総合行政への転換を図ることをイメージする「総合支庁」とする。

- ①4地域を端的に表す「村山」、「最上」、「置賜」、「庄内」の各地域名を冠すること。
- ②総合行政の展開、県民・地域の視点に立った地域づくりなどの総合出先機関のコンセプトにふさわしいこと。
- ③覚えやすく、親しみやすいこと。
- ④統合前後の規模の相違に配慮していること。
- ⑤中央に対する地方というようなイメージを持たないこと。

2 分庁舎の名称

いわゆる分庁舎の名称は、分庁舎の担う業務については本庁舎と並列の関係であること、総合支庁としての一体感を表すこと等を総合的に検討し、次のとおりとする。

村山地域 西庁舎、北庁舎

置賜地域 西庁舎

VII 総合出先機関の設置に向けた今後の準備作業

平成13年4月に設置する総合出先機関の業務が円滑に行われるよう、準備作業の具体的なスケジュール及び責任体制を明確にし、別途実施計画を策定しながら進めて行く。準備作業及び関係部課等については別紙4のとおりとする。

VIII その他留意事項

○総合出先機関は、「地域で考え、地域で決定し、地域で実施する」ことを目指して設置するものであるが、設置後も県民の意見を聴取しつつ、常に点検、評価を加え、柔軟に見直しをし、よりよい総合出先機関にしていく。

○既存の施設を使用すること、組織の機能発揮のため、独立庁舎とするものなど、いずれの地域においても、総合出先機関は複数の建物から構成される。使用する建物は老朽化しているものとそうでないものなど様々であるが、建物の改築にあたっては、その建物

のことだけを考えることなく、総合出先機関全体のあり方、将来の本庁舎の改築の見通し、情報通信システムの導入など、長期の見通しに立って総合的に検討する。

- 総合出先機関の設置にあたっては、行政改革の柱として各出先機関を統合するものであるが、一方、県民のため地域に必要な機能については今後とも前向きに対応していく。
- 総合出先機関がその役割を十分に発揮し、地域の自立という目的が実現されるよう本庁と総合出先機関を結ぶ情報通信ネットワークの整備、情報の共有化や総合出先機関の円滑な意思決定等を実現する各種情報システムの整備を検討していく。また、県民が自宅など身近な場所で各種申請等の様式や行政情報を入手したり、意見の提出ができるよう県のホームページの機能を強化していく。
- 総合出先機関の設置は、地方分権の推進とあいまって地域の自立を目指すものであり、別紙5に示すようにその効果が期待される。